

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	<p>(ア) 木材関連事業者の合法性の確認等</p> <p>(イ) 木材関連事業者による記録の作成及び保存</p> <p>(ウ) 木材関連事業者による情報の伝達</p> <p>(エ) 素材生産販売事業者による情報の提供</p> <p>(オ) 木材関連事業者の合法性確認木材等の量の定期報告</p>
規制の区分	新設
担当部局	林野庁林政部木材利用課、経済産業省製造産業局生活製品課
評価実施時期	令和4年11月～令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、事業者に法令に適合して伐採された樹木を原材料とした木材等（以下「合法伐採木材等」という。）の利用の努力義務を課すとともに、法令に違反して伐採されていないかについての確認（以下「合法性の確認」という。）等を確実にを行う木材関連事業者を第三者機関が登録すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進してきた。</p> <p>しかしながら、登録を受けた木材関連事業者（以下「登録木材関連事業者」という。）により合法性が確認された木材等の量は、一定程度増加してきたものの、低位にとどまっており、また、近年の国際会合等において違法伐採への対策の強化が課題として取り上げられるなど、更なる取組の強化が必要となっている。</p> <p>このため、新たに5つの規制を新設し、伐採された木材の合法性の確認等を一層徹底する必要がある。</p> <p>【課題及びその発生原因】</p> <p>現在の制度では、木材等の合法性の確認等は木材関連事業者の努力義務となっているとともに、合法性の確認等に確実に取り組む木材関連事業者は登録を受けることができることとなっている。しかし、登録木材関連事業者の数の伸びは徐々に鈍化しており、それに合わせて川上・水際の登録木材関連事業者により合法性が確認された木材等の量の増加率も鈍化してきている。また、登録を受けていない木材関連事業者についての合法性の確認の実施状況は十分に把握できていない。その要因は以下のとおりであり、一過性のものでなく、対策を行わない場合、恒久的に続く</p>

ものと考えられる。

- (1) 制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分
- (2) 流通段階やリスクに応じたメリハリある対応ができていない
- (3) 合法性の確認に関するルールや手法が不明瞭
- (4) 政府による合法性の確認の実施状況把握等が不十分

【規制以外の政策手段の内容】

原因を解決するに当たっては、国内市場において最初に木材等の流通を行う木材関連事業者による合法性の確認について実効性を高めるとともに、その取組状況を正確に把握することが極めて重要であり、そのためには以下の政策手段が考えられる。

- (i) 普及・啓発活動の推進
- (ii) 合法性の確認の手法の明確化
- (iii) 業界団体や NGO 等との連携強化
- (iv) 登録制度のインセンティブ強化

しかし、規制以外の手段では合法性の確認の実施を木材関連事業者の自主性に委ねるとともに、実施状況の把握が困難又は相当の時間を要することとなり、確実な効果の発現を得ることができない。

以上のことから、規制以外の政策手段も検討・実施していくものの、それらのみでは十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

(ア) 木材関連事業者の合法性の確認等

国内市場における木材流通の川上・水際での対応が重要であることから、以下の規制を新設する必要がある。

木材関連事業者は、国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をするときは、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届」という。）の写し、原産国の政府機関が発行した証明書の写し等の原材料情報の収集等をし、合法性の確認をしなければならないものとする。

(イ) 木材関連事業者による記録の作成及び保存

(ア) により原材料情報の収集等をした木材関連事業者は、当該原材料情報に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならないものとする。

また、(ア) により合法性の確認をした木材関連事業者は、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別等に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならないものとする。

(ウ) 木材関連事業者による情報の伝達

国内市場において違法伐採に係る木材等の流通を抑制するためには、合法伐採木材等を利用したい事業者や消費者により、合法性確認木材等が選好されることが重要である。

そのためには、流通する木材等が合法性確認木材等であるとして、合法性の確認をした木材関連事業者から次の取引先となる木材関連事業者に伝達される必要があることから、(ア) により原材料情報の収集等をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集等をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、(イ) の原材料情報に係る情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を伝達しなければならないものとする。

(エ) 素材生産販売事業者による情報の提供

木材関連事業者が合法性の確認を円滑にできるようにするため、素材生産販売事業者（所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した当該樹木を材料とする素材の譲渡し等を行う者をいう。以下同じ。）は、木材関連事業者に素材の譲渡し等をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供しなければならないものとする。

(オ) 木材関連事業者による合法性確認木材等の量の定期報告

国として、我が国における合法性確認木材等の流通量、木材等の流通に占める合法性確認木材等の割合等の情報を公表することによって、木材関連事業者が合法性確認木材等の利用に向けた更なる取組を行うことができるようにしていくことが重要であるため、木材関連事業者（(ア) の譲受け等が一定規模以上のものに限る。）は、毎年1回、譲受け等をした木材等の全体量及び合法性確認木材等の量を主務大臣に報告しなければならないこととする。

想定される代替案	合法性の確認ができなかった木材等の取引を禁止する。
直接的な費用の把握	<p data-bbox="304 316 421 341">遵守費用</p> <p data-bbox="607 316 2063 635">川上・水際の木材関連事業者は、木材等の合法性の確認として、原材料情報を収集し、それらの情報を踏まえて違法伐採リスクを確認する必要がある。この際、収集する情報としては、一般的には、国産材については伐採造林届等に係る情報が、輸入材については原産国等が発行する合法証明書等に係る情報が、それぞれ該当する。また、合法性の確認の結果等を木材等の譲渡し先に伝達するため、合法性の確認に係る記録の保存や、譲渡し先に伝えるための書類の作成が必要となる。合法性の確認を実施した一定規模以上の事業者は、定期報告に伴う書類の作成等が必要となる。これらの合法性の確認（情報収集及び記録の作成・保存を含む）及び情報伝達、定期報告により、通常の商取引に要する費用の他に掛かり増しとなる費用は以下のとおり推計する。</p> <p data-bbox="645 699 1066 724">【木材関連事業者に係る遵守費用】</p> <p data-bbox="633 746 1541 772">合法性確認木材等を流通させるためには、以下の段階を踏むことになる。</p> <ul data-bbox="640 798 2056 1066" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="640 798 2056 922">○ 木材等の取引に関する契約*を結ぶ毎に行う手続等 <ul data-bbox="685 845 2056 922" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="685 845 2056 922">・契約時に契約相手を取り扱っている木材等について合法性の確認を行い、当該記録を保存し、定期報告に要する書類の作成する時間 <li data-bbox="674 941 1305 967">※契約1件毎に複数回の取引が生じる場合がある。 <li data-bbox="640 989 2056 1066">○ 木材等の個別取引毎に行う手続等 <ul data-bbox="685 1037 2056 1066" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="685 1037 2056 1066">・合法性の確認に係る情報を伝達するのに要する時間（書類の作成（定期報告に必要な書類等の作成を含む。）） <p data-bbox="618 1088 2056 1161">以上の各段階について、必要となる時間や、1契約あたりの取引回数等が違うことから、国産丸太、外国産丸太、外国産製材品、外国産パルプチップ、輸入家具等に分けて費用を計算する。</p> <p data-bbox="618 1184 2056 1257">なお、合法性の確認等を行う職員時間単価は国税庁令和3年分民間給与実態統計調査の製造業平均年間給与より、516万円÷（12月*20日*8時間）≒2,700円/時で計算する。</p> <p data-bbox="645 1279 788 1305">【国産丸太】</p> <p data-bbox="640 1327 878 1353">1件あたりの費用：</p> <ul data-bbox="667 1375 2056 1449" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="667 1375 2056 1401">1契約毎に要する時間：2時間程度、取引1件毎に要する時間：1分程度、1契約あたりの取引回数は100程度 <li data-bbox="667 1423 2056 1449">契約毎に要する時間が短いのは、国内の素材生産販売事業者に対し、木材関連事業者の求めに応じた情報提供の

義務を課すことから、より円滑に情報収集等ができることによる。

$$(120 \text{ 分}/100 \text{ 回} + 1 \text{ 分}) * 2,700 \text{ 円}/60 \text{ 分} = \underline{90 \text{ 円}}$$

年間のプロセス数：

2020 年実績の国産材供給量 (3,115 万^m) と取引 1 件あたり平均取引量 (10t 積みトラック 1 台の原木積載量 25^m) から、年間のプロセス数は $31,150,000 \text{ m}^3 \div 25 \text{ m}^3 = \underline{124.6 \text{ 万件}}$

1 年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：

$$90 \text{ 円} * 1,246,000 \text{ 件} = \underline{112,140,000 \text{ 円}}$$

【外国産丸太】

1 件あたりの費用：

1 契約毎に要する時間：20 時間程度、取引 1 件毎に要する時間：2 分程度、1 契約あたりの取引回数は 100 程度
契約毎に要する時間が長いのは、書類の形式やリスクが輸出国によって異なり、作業をより慎重に行う必要があることによる。

$$(1,200 \text{ 分}/100 \text{ 回} + 2 \text{ 分}) * 2,700 \text{ 円}/60 \text{ 分} = \underline{630 \text{ 円}}$$

年間のプロセス数：

2020 年実績の丸太輸入量 (331 万^m) と、取引 1 件あたりの平均取引量 (輸入用コンテナ 1 基分約 50^m) から、 $3,310,000 \text{ m}^3 \div 50 \text{ m}^3 = \underline{66,200 \text{ 件}}$

1 年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：

$$630 \text{ 円} * 66,200 \text{ 件} = \underline{41,706,000 \text{ 円}}$$

【外国産製材品】

1 件あたりの費用：

1 契約毎に要する時間：60 時間程度、取引 1 件毎に要する時間：4 分程度、1 契約あたりの取引回数は 100 程度
契約毎に要する時間が長いのは、書類の形式やリスクが輸出国によって異なることに加え、複数の部材からなる製品であったり、原木（丸太）生産と製造を行う国が違う等、複数国を経由する取引が想定されることから、作業をより慎重に行う必要があることによる。

$$(3,600 \text{ 分}/100 \text{ 回} + 4 \text{ 分}) * 2,700 \text{ 円}/60 \text{ 分} = \underline{1,800 \text{ 円}}$$

年間のプロセス数：

2020 年実績の製材品等輸入量 (909 万^m) と、取引 1 件あたりの平均取引量 (輸入用コンテナ 1 基分約 50^m)

から、 $9,090,000 \text{ m}^3 \div 50 \text{ m}^3 = 181,800 \text{ 件}$

1年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：

$1,800 \text{ 円} * 181,800 \text{ 件} = 327,240,000 \text{ 円}$

【外国産パルプチップ】

1件あたりの費用：

1契約毎に確認を要する時間：40時間程度、取引1件毎に要する時間：100分程度

要する時間が長いのは、書類の形式やリスクが国によって異なることに加え、複数の国や地域から原材料を調達している可能性があることから、確認をより丁寧に行う必要があること、他の区分と異なり、1取引毎に契約を結ぶことから取引1件あたりの取扱量が極めて多いことが主な理由である。

$(2,400 \text{ 分} + 100 \text{ 分}) * 2,700 \text{ 円} / 60 \text{ 分} = 112,500 \text{ 円}$

年間のプロセス数：

2020年実績のパルプチップ輸入量（1,282万t）と、取引1件あたりの平均取引量（バルク船1隻分約5万t）から、 $12,820,000 \text{ t} \div 50,000 \text{ t} = 256 \text{ 件}$

1年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：

$112,500 \text{ 円} * 256 \text{ 件} = 28,800,000 \text{ 円}$

【輸入家具等】

1件あたりの費用：

1契約毎に要する時間：100時間程度、取引1件毎に要する時間：5分程度、1契約あたりの取引回数は100程度

契約毎に要する時間が長いのは、書類の形式やリスクが輸出国によって異なることに加え、複数の部材からなる製品であったり、丸太生産、加工、製造の各過程が異なる国で行われる可能性があることから、作業をより慎重に行う必要があることによる。

$(6,000 \text{ 分} / 100 \text{ 回} + 5 \text{ 分}) * 2,700 \text{ 円} / 60 \text{ 分} = 2,925 \text{ 円}$

年間のプロセス数：

2020年実績の家具等の輸入量（184,267t）と、取引1件あたりの平均取引量（輸入用コンテナ1基分約15t）から、 $184,267 \text{ t} \div 15 \text{ t} = 12,284 \text{ 件}$

1年間にかかる川上・水際の木材関連事業者が行う合法性の確認等の総遵守費用：

	<p>2,925 円*12,284 件=35,930,700 円</p> <p>【年間合計遵守費用】</p> <p>国産丸太、外国産丸太、外国産製材品、外国産パルプチップ、輸入家具等の各区分の費用を合計し、年間約 <u>5.5 億円</u> 発生。</p> <p>【素材生産販売事業者に係る遵守費用】</p> <p>これまでの素材の譲渡し等に加えて、木材関連事業者の求めに応じて、伐採造林届に係る情報等の提供が必要となるが、当該情報は、従前から行われている樹木の伐採に当たって必要な手続に付随して得られるものであるため、素材生産販売事業者が取得するに当たって新たなコストは発生しない。情報提供を求められた場合も、当該書類の写しを提供する等の極めて軽微な対応となるため、新たなコストは発生しない。</p>
行政費用	<p>合法性の確認の定期報告の受付及び報告内容の確認等に関する費用が追加的に発生する。このうち、定期報告の受付に関する費用は以下のとおり推計する。</p> <p>定期報告は一定規模以上の木材関連事業者に限ることとし、以下のとおり推計する。</p> <p>【年間報告件数】</p> <p>【丸太及び製材品等の木材製品】(主に製材等の製造事業者及び輸入や市場の開設等を行う木材流通・販売事業者。)</p> <p>製材品等の製造事業者：220 件 木材流通・販売事業者：830 件 合計：<u>1,050 件</u></p> <p>【家具等の木材製品】</p> <p>輸入事業者：<u>50 件</u></p> <p>【1 件あたりに要する費用】</p> <p>報告 1 件あたりの確認時間：30 分程度</p> <p>確認は林野庁及び経済産業省で行うことから、職員の時間単価を令和 4 年国家公務員給与等実態調査（人事院）における平均給与月額（413,064 円）より以下のとおり推計する。</p> <p>413,064 円 ÷ (20 日*7.75 時間) *0.5 時間 = <u>1,350 円</u></p> <p>【年間に要する費用】</p> <p>1,350 円*1,100 件 = <u>149 万円/年</u></p> <p>なお、国産丸太の合法性の確認に用いられると想定される伐採造林届等の樹木の伐採に係る各種手続及び情報の発</p>

	行に関しては、従前から行われている内容から変化しないため、追加コストは発生しない。
直接的な効果（便益）の把握	金銭価値化は困難であるものの、木材関連事業者に対し合法性の確認等を義務付ける規制の導入は、違法伐採木材が国内に流通するリスクの低減と、それに伴う木材市場における適正な取引の確保が見込まれる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>国際的に違法伐採対策の強化が求められるとともに、EU や豪州等においてはデュー・デリジェンス（事業者自ら木材等の違法伐採リスクに関する情報を収集し、リスクを低減させる取組をいう。）の義務等が法令で定められている中、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するという意思や対策を国として示すこととなり、木材等の輸入国として国際的な評価を維持するために必要である。</p> <p>また、日本産木材の合法性が不透明であるとの指摘を受けることによって、現在拡大している木材及び木材製品の輸出が制限を受ける可能性が高くなるが、本規制を導入することで、輸出機会（令和3年実績で約529億円（貿易統計より）。）を確保することができる。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>本規制の導入に係る費用として、遵守費用5.5億円／年、行政費用149万円／年が見込まれる。</p> <p>一方、規制の導入は、違法伐採木材が国内に流通するリスクを低減させるとともに、木材市場における適正な取引の確保、木材の輸出阻害の回避等の様々な効果が見込まれるものであり、本規制を導入することは妥当であると考えられる。</p>
代替案との比較	代替案では、規制案よりも大きな便益が得られる可能性があるものの、木材関連事業者、行政ともに多大な費用を要する。さらに、規制案と異なり、過剰な規制であるとの批判を招いたり、我が国の木材需給に負の影響を生じさせる可能性が高い。これらの費用と便益を総合的に鑑みると、規制案をとることが妥当であると考えられる。
その他の関連事項	なし。
事後評価の実施時期等	法施行後3年を目途に事後評価を実施
備考	